

南極地域観測統合推進本部への会長の参加について(申入れ)

標記のことについて、本会議第47回総会の議に基づき下記のとおり申入れます。

記

南極地域観測統合推進本部は実施に関する統合推進機関であり、南極地域観測は、すでに恒常的実施の段階に入ったと考えられるので、現在では日本学術会議会長が会長たる資格において推進本部に参加することはもはや必要ないものと判断する。よって、この点を配慮されて、しかるべく処置されたい。

なお、学術的な面においては本会議との関係は、従前どおり継続されるべきものである。

7-76

庶発第46号 昭和44年1月18日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官, 外務, 文部両大臣)

宇宙開発の日米協力について(申入れ)

標記のことについて、本会議第389回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

昨年12月23日に、宇宙開発の日米協力について、アメリカ側および日本側の両者のメモが公表されたが、今後、日米間でこのことについて具体的な協議を進められる際には、さきに本会議が第49回、第50回の各総会において申し入れた諸項目(平和利用、自主、民主、公開の諸原則および宇宙基本法の制定等: 別添資料参照)の実現を期せられるとともに、特に次の二点を堅持されることを要望する。

1. 日本側メモは、アメリカ側メモによる(3)の(a)「相互に別段の合意がある場合を除き」という表現を避け、日本側メモの2の(3)で「平和目的に限定される」としているが、この態度をあくまで貫徹すること。
2. 提供された「技術又は機器」に関連して行なわれた日本の科学者による理学的、工学的研究の成果について、科学者が、いずれの国に対しても区別することく、公開の原則を貫き得ること。

別添資料 1. 宇宙空間科学の推進計画実施について(昭和42年11月2日付申入れ)

別添資料 2. 宇宙基本法の制定について(昭和43年5月17日付申入れ)

別添資料 1.

(写)

庶発第1391号 昭和42年11月2日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

宇宙空間科学の推進計画実施について(申入れ)

標記のことについて、本会議第49回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

日本学術会議は、昭和37年5月第36回総会の議に基づき、宇宙空間科学の推進計画実施に関する勧告を行ないました。

以来その線に沿つて宇宙空間科学における理学の研究がすすみ工学の進展が見られました。

一方最近において、実用を目的とした宇宙開発が強く推進される動きがありますが、宇宙空間科学を含めた宇宙開発の調和のとれた発展をはかるために、次のことを申し入れます。

宇宙空間科学の研究は、宇宙開発におけるもっとも基礎的な分野であるから、宇宙開発の全体計画の中で、その占める地位が重視されなければならない。とくに、宇宙空間科学の研究計画については、科学者の自主性と日本学術会議の意見が十分に尊重されるべきである。

なお、わが国の宇宙開発を進めるにあたっては、平和目的に限り、且つその成果を公開し、その原則に基づいて国際協力が推進されるべきである。

本信写送付先 文 部 大 臣
科学技術庁長官
大 蔵 大 臣

別添資料 2

⑦

庶務第493号 昭和43年5月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

宇宙基本法の制定について(申入れ)

標記のことについて、本会議第50回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

政府は、今国会において宇宙開発委員会設置法を成立せしめ、宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとしているが、人工衛星および人工衛星打上げ用ロケットならびにこれらに附随する技術開発のもつ潜在的可能性の大きいことにかんがみ、宇宙研究、開発、利用が厳に平和目的のみ限定されることを明確にし、これを保障するため、その研究開発利用が民主的運営の下に、自主的に行なわれ、その計画と成果が公開されることが必要である。

このため、政府はすみやかに上記の精神を盛った宇宙基本法を制定すべきである。

本信写送付先 科学技術庁長官
大 蔵 大 臣
文 部 大 臣
通 商 産 業 大 臣
運 輸 大 臣
郵 政 大 臣
建 設 大 臣